

○ 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成二十年文部科学省告示第四百四十一号）  
 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 私立学校法第二十六条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条各項（第二項、第三項及び第十二項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>三 六 （略）</p> <p>第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十八 （略）</p> <p>第三条 （略）</p>	<p>第一条 私立学校法第二十六条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条各項（第二項及び第三項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>三 六 （略）</p> <p>第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十八 （略）</p> <p>第三条 （略）</p>